

掛川市条例第14号

掛川市障害者自立支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市障害者自立支援法施行条例の一部を改正する条例

掛川市障害者自立支援法施行条例（平成18年掛川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<u>掛川市障害者自立支援法施行条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	<u>掛川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。